

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の取組状況（実績）	令和4年度の取組状況（予定）
(1) 働きやすい環境の構築		
①教職員の意識改革		
ア 年次休暇利用促進	○年度初め、夏季休業前及び10月の3回、年次休暇の計画的な利用等について通知した。 【公立小・中学校】11.7日 【県立学校】13.2日	○年度初め、夏季休業前及び10月の3回、年次休暇の計画的な利用等について通知する。 ○年次休暇の取得日数の目標値 16日（特定事業主行動計画）
イ 学校閉庁日の実施	○学校閉庁日の設定状況を調査し、公表した。 【公立小・中学校】40/40市町村 【県立学校】80/80校	○学校閉庁日の設定状況を調査する。
ウ 業務改善に係る意識の醸成	○WLB通信を年4回発行し、県立学校の好事例を紹介した。 ○改訂版「学校における働き方改革～取組事例集～」を周知し、活用を促した。	○WLB通信を発行し、好事例を周知する。
エ 休暇制度・子育て支援制度の周知	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック及び特定事業主行動計画を周知した。	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブックの改訂及び特定事業主行動計画の見直しを行う。
②弾力的な勤務時間の割振り	○教頭研修講座等において、修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制を周知した。	○教頭研修講座等において、修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制を周知する。
③教職員の勤務状況の把握の徹底	○県立学校の教職員の勤務状況について、四半期毎に県教育委員会への提出を求め、全職員分を集計し、把握した。また、照会時に、前回の集計結果を併せて周知した。 ○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、全ての県立学校で試行した。	○県立学校の教職員の勤務状況について、四半期毎に県教育委員会への提出を求め、全職員分を集計し、周知する。 ○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握が始まったことから、当該システムを活用し、集計するための移行作業を行う。 ○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、試行期間中に出た課題を解決し、全ての県立学校で本格的に実施する。
④教職員のメンタルヘルス対策の充実	○公立学校共済組合におけるメンタルヘルス対策事業を実施した。 （数字はR4年1月末現在） 心とからだの健康相談 8事業 延べ17,148人 産業カウンセラー派遣事業 10回 71人 職場で取り組む教職員のストレスチェック事業 29校 548人 管理監督者のメンタルヘルス研修会 延べ視聴人数1,205人 復職支援プログラム 延べ55人 ○県立学校において、希望者に対し、健康管理医による健康相談を実施した。 ○一定の長時間労働を行った職員に対し、健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じ臨時の健康診断を実施した。 ○青森県立学校職員ストレスチェック制度実施要項を定め、実施体制を整備するとともに、全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面接指導を実施した。	○公立学校共済組合と連携し、面談・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業、セミナー及び管理監督者対象の研修会開催事業、復職支援プログラム事業、希望する小中学校対象のストレスチェックを実施する。 ○県立学校において、希望者に対し、健康管理医による健康相談を実施する。 ○一定の長時間労働を行った職員に対し、健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。 ○前年度の反省点を踏まえてストレスチェック実施体制を見直すとともに、令和4年度も、全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面接指導を実施する。
⑤地域の人材の有効活用		
ア 地域学校協働活動の充実	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域学校協働本部構築モデル事業」において、県内で設置例がない、または事例が限られている形態の地域学校協働本部の設置及び効果的な運営について指導助言を行うとともに、「地域との連携を担う教職員研修」を6地区で開催し、地域学校協働活動への理解促進を図った。 ○学校・家庭・地域連携協働推進事業では、県内全域を対象とした「地域学校協働活動推進のための研修」及び6地区で「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を開催し、地域学校協働活動の充実を図り、その体制づくりを支援した。	○学校を核とした地域づくり推進事業において「学校と地域の連携・協働事例ハンドブック」の作成や教職員研修、本部未設置市町村へのサポートを行う。 ○学校・家庭・地域連携協働推進事業において、県内全域を対象とした「地域学校協働活動推進のための研修」及び6地区で「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を開催し、地域学校協働活動の充実を図り、その体制づくりを支援する。
イ 学校支援ボランティアと教員の情報交換	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域と学校のコラボレーション研修」を地域学校協働活動推進員や学校教職員を対象に6地区で開催し、地域学校協働活動に係る知識と理解を深めるとともに、地域と学校をつなぐために必要なコーディネートの方針等について学び、情報交換を行った。	○学校を核とした地域づくり推進事業「学校を核とした地域づくり推進カンファレンス」を開催し、教員、地域学校協働活動推進員、市町村教育委員会職員等関係者を対象に、地域学校協働活動についての事例紹介や情報交換を行う。

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の実績	令和4年度の実績(予定)
ウ 学校評議員や学校運営協議会の活用	<p>○全ての県立学校において学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを推進している。</p> <p>○学校運営協議会の導入校において学校と保護者や地域の方々とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させている。</p> <p>○学校運営協議会で出された意見等を整理し、理解啓発に向けた情報発信の強化等の検討や計画に基づき、具体的な取組を推進した。</p> <p>○コミュニティ・スクール連絡協議会を開催するなど、導入の効果・課題を整理しながら今後の学校運営や地域連携、県民への周知等の在り方等について協議した。</p> <p>○学校運営協議会については、森田養護学校（平成30年度から）、弘前聾学校（令和元年度から）、八戸高等支援学校（令和元年度から）の3校に加え、新たに5校で実施した。</p> <p>黒石高等学校 青森第一高等養護学校（寄宿舎併設の知肢併置校） 浪岡養護学校（病院併設の病弱特別支援学校） 八戸盲学校（八戸聾学校と校舎共有） 八戸聾学校（八戸盲学校と校舎共有）</p>	<p>○学校運営協議会の導入校においては、学校運営協議会で出された意見等を整理し、理解啓発に向けた情報発信の強化等の検討や計画に基づき、具体的な取組の充実を図る。</p> <p>○高等学校における学校運営協議会の導入を推進するため、「コミュニティ・スクール導入に向けた手引き」を作成し、全県立高等学校へ送付した。</p> <p>○コミュニティ・スクール連絡協議会を開催し、導入の効果・課題を整理しながら今後の学校運営や地域連携、県民への周知等の在り方等について協議する。</p> <p>○学校運営協議会導入校での取組を検証し、今後の拡充等について、引き続き検討する。</p>
⑥ 専門スタッフの活用		
ア スクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣	<p>○児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等への相談活動等を行うスクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣（緊急派遣を含む。）を行った。</p> <p>○同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間での配置日時（時間）の交換等を可能であることを周知し、スクールカウンセラーの効率的・効果的な活用を促進した。</p> <p>【公立小・中学校】 ・県内全ての公立小中学校に配置した。</p> <p>【県立学校】 ・県立中学校1校、県立高等学校7校、特別支援学校1校 計9校へ配置した。</p>	<p>【公立小・中学校】 ・県内全ての公立小中学校に配置する。（市町村独自配置を含む。） ・スクールカウンセラーの時間数を拡充する。 ・同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間での配置日時（時間）の交換等を促進し、スクールカウンセラーを効率的・効果的に活用する。</p> <p>【県立学校】 ・定期派遣校として10校に配置する。 （県立中学校1校、県立高校8校、特別支援学校1校） ・その他の学校は要請に応じて派遣する。</p>
イ スクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣	<p>○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携した。</p> <p>○福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣を行った。</p> <p>【公立小・中学校】 ・全ての公立中学校区に対応した（中核市は除く。）。</p> <p>【県立学校】 ・県立高校6校に配置した。</p>	<p>○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図る。</p> <p>○福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣を行う。</p> <p>【公立小・中学校】 ・全ての公立中学校区に対応する（中核市は除く。）。</p> <p>【県立学校】 ・県立高校6校に配置する。</p>
ウ 部活動指導員の配置	<p>【運動部】 ・県立中学校1名、県立高校6校各1名、公立中学校13市町村35名を配置した。 ・部活動指導員を配置した部活動において、教員の平日及び週休日の指導日数及び指導時間が削減され、負担軽減が図られた。</p> <p>【文化部】 ・文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立学校3校に1名ずつ配置した。 （青森東高校、五所川原高校、八戸工業高校）</p>	<p>【運動部】 ・県立中学校1名、県立高校6校各1名、公立中学校15市町村35名を配置する。 ・部活動指導に係る負担が大きい学校に部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図る。</p> <p>【文化部】 ・文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立学校3校に1名ずつ配置する。 （青森東高校、五所川原高校、八戸工業高校）</p>
エ スクール・サポート・スタッフの配置	<p>【公立小・中学校】 ・24人を配置した。</p> <p>【県立学校】 ・県立高校に6人、特別支援学校に20人（各校1名）を配置した。 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフを小・中学校に配置した。</p>	<p>【公立小・中学校】 ・27人を配置する。</p> <p>【県立学校】 ・県立高校に22人、特別支援学校に20人（各校1名）を配置する。 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフを小・中学校に配置する。</p>
オ 学校図書館サポーター、スクールライフサポーターの配置	<p>【学校図書館サポーター】 ・県立高校8校に配置した（8校のうち2校は兼務）。</p> <p>【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置した。</p>	<p>【学校図書館サポーター】 ・県立高校10校に配置する（10校のうち4校は兼務）。</p> <p>【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置する。</p>

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の取組状況（実績）	令和4年度の取組状況（予定）
カ スクールロイヤーの導入検討	<p>○外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、弁護士をスクールロイヤーとして委嘱し、法的な視点から指導助言等を行った。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会を各地区の合計で11回実施するとともに、スクールロイヤーを随時学校へ派遣し、延べ22件の法務相談に対応した。 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5回開催し、外部対応等に係る教職員のスキルアップを図った。 	<p>○引き続き、定期相談会や学校等への派遣等を実施する。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会 県内6地区で年3回実施 ・学校への派遣 随時 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とした外部対応等に係る研修会を実施する。 <p>【いじめ防止教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象としたいじめの未然防止に関する講義等を実施する。
(2) 部活動による負担の軽減		
①部活動の指針の定着等		
ア 「望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書」に基づく取組の促進	<p>○県が作成した報告書を参考に、各市町村が地域の実態に合わせて部活動の社会体育への移行に取り組んでおり、学校における運動部活動の設置率が減少している。</p> <p>※令和2年度設置率38.8% 令和3年度設置率13.7%</p>	<p>○運動部活動調査を実施し、各市町村の状況を把握するとともに、地域の実態に合わせた体制づくりが進められるよう、必要に応じて市町村教育委員会に対して助言する。</p>
イ 「部活動の指針」を踏まえた体制整備等に向けた働きかけ	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の指導体制の充実を図るため、学校管理職及び部活動指導者を対象に「運動部活動の指針」を周知する運動部活動の在り方に関する研修会をオンライン方式で開催した。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的に働きかけた。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職及び部活動指導者を対象に運動部活動の在り方に関する研修会を開催し、「運動部活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的に働きかける。
②部活動数の精選		
	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月に実施した運動部活動調査によると、部活動数及び顧問数は減少してきている。 ・合同部活動の実施や地域と協働した部活動の実施について助言した。 ・運動部活動の在り方に関する研修会において、各学校における部活動の指導・運営体制の整備を働きかけるとともに、市町村部活動担当者を対象に、地域と協働した部活動の実施について資料を配布し周知を図った。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動調査の結果や地域の実情を踏まえ、合同部活動の実施や地域と協働した部活動の実施について助言する。 ・運動部活動の在り方に関する研修会等を通じて、各学校における部活動の指導・運営体制の整備を働きかける。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校から相談があった場合、必要に応じて助言する。
③活動内容の制限		
ア 学校における活動内容の制限に当たっての助言	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動調査において、適切な活動時間や休養日の設定、大会の参加数などを把握し、「運動部活動の指針」に基づいて活動するよう、各市町村教育委員会に対して助言を行った。 ・校長会、県中体連、県高体連、県高野連等と各校及び地域の活動状況について情報共有を図り、部活動の適正化に向けて共通理解を図った。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県高文連と連携し、各校の活動状況について情報共有を図った。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の指針に基づいた、適切な活動時間や休養日の設定、大会の参加数などを運動部活動調査により把握する。 ・部活動の適正化に向け、「運動部活動の指針」に基づく活動となるよう校長会、県中体連、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図るとともに、市町村教育委員会に対して必要に応じて助言する。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県高文連との調整が必要な場合には、必要に応じて助言する。
イ 効果的な指導方法に係る研修	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の在り方に関する研修会では、スポーツ医科学ネットワークを活用し、コンディショニングについて、ストレッチングやテーピングの活用など体調管理に関する研修を実施した。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動支援員に対して研修会を実施し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施した。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の在り方に関する研修会では、スポーツ医科学ネットワークを活用し、コンディショニング作りや安全管理に関する研修を実施する。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動支援員に対して研修会を実施し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施する。
(3) 成績処理等の効率化		
①校務へのICT活用の推進		
ア 県立学校における統合型校務支援システムの導入	<p>○令和4年度からの本稼働を滞りなく行うため、令和3年12月までモデル校における試行稼働を、令和4年1月から全校における試行稼働を行った。</p>	<p>○令和4年4月から統合型校務支援システムを本格稼働させ、教員が担う業務の効率化を図り、子どもたちと向き合う時間を確保する。</p>
イ 市町村教育委員会との連携	<p>○市町村に対する意向調査の結果を受けて、今後の県の対応案を検討し、令和3年9月に市町村に対して説明会を実施した。</p> <p>○教育事務所管内ごとにオンライン会議を実施した。</p>	<p>○市町村に対し、様々な情報を提供することによるサポートを実施する。</p>

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の実績	令和4年度の取組状況(予定)
ウ 教員の情報活用能力の向上	○児童生徒1人1台の情報端末の整備を踏まえ、教員のICT活用指導力を高めるため、令和3年度から開始した、小中学校・高等学校・特別支援学校の各校種におけるICTを活用した確かな学力向上事業により、実践事例や学習教材コンテンツ等を総合学校教育センターのホームページに蓄積・共有した。	○児童生徒1人1台の情報端末の整備を踏まえ、教員のICT活用指導力を高めるため、引き続き、小中学校・高等学校・特別支援学校の各校種におけるICTを活用した確かな学力向上事業を実施し、実践事例や学習教材コンテンツ等を総合学校教育センターのホームページに蓄積・共有し、内容の充実を図る。
②職員ポータルシステムの活用		
ア 「インフォメーション」機能等の活用	○県立学校への連絡事項について、ポータルシステムのウェブメールのほか、容量が大きいデータは「閲覧」機能を活用して送付した。	○県立学校への連絡事項等については、「ウェブメール」等ポータルシステムを活用する。
イ 「文書管理」機能の活用	○情報公開制度や行政文書分類基準表などのフォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図った。	○フォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図る。
③報告書の様式等の簡素化		
ア 様式、事務手続の簡略化	○照会への回答等では可能な限り簡略化し、書類の作成及び差替えに時間が掛からないようにした。	○照会への回答等では可能な限り簡略化し、書類の作成及び差替えに時間が掛からないようにする。
イ 報告の簡略化(かがみ文書の省略等)	○報告書等を送付する際のががみ文書を省略するなど、報告を簡略化した。 ○給与関係の調査は、かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載した。 ○市町村教育委員会及び県立学校等に対して、各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知した。	○報告書等を送付する際のががみ文書を省略する。 ○給与関係の調査は、かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載する。 ○市町村教育委員会及び県立学校等に対して、各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知する。
ウ 電子メール、FAXでの提出	○可能な限り照会への回答等において電子メールやFAXでの書類提出を実施した。	○可能な限り照会への回答等において電子メールやFAXでの書類提出を実施する。
④調査内容・方法等の見直し		
ア 調査の精選	○調査内容の簡略化について検討し、簡略化可能なものは簡略化した。 ○運動部活動調査について、運動部活動の指針と照らし合わせ、調査事項の簡略化や精選など見直しを行った。	○調査内容の簡略化について検討する。 ○調査事項を見直し、削減する。必要性の低いものについては廃止を検討する。 ○運動部活動調査について、令和3年度の調査結果を踏まえ、調査事項の見直しを行う。
イ 回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等	○回答様式を電子データ化するなど、回答方法等を工夫した。 ○電子データ様式による回答を基本としたほか、職員ポータルのアンケート機能を活用するなど、回答方法の簡略化を図った。 ○運動部活動調査について、学校の負担軽減を図るため回答はエクセルの様式を利用し回収している。	○回答様式の電子データ化、回答方法等を工夫。 ○市町村教育委員会に対しても、回答様式を簡略化し、見直し。 ○県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用。 ○運動部活動調査について、学校側の誤記入を防ぐとともに、学校の負担軽減を図るため、回答用のエクセルの様式について見直しを行う。
ウ 調査時期や内容等の一覧作成	○市町村教育委員会(小中学校)に対するものについて、教育事務所から提出物・時期等の一覧を事前に発出した。 ○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールについて記載した。	○学校が計画的に回答できるよう、調査時期や内容等に係る一覧を作成し、調査内容等を事前に周知する。 ○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールについて記載する。
エ 学校からの届出・報告の見直し	○学校からの各種届出や報告の押印について見直しを行い、押印を廃止又は公印の省略を可能とした。	○学校からの届出及び報告書について、必要性等を改めて検討し、見直しする。
オ 電子申請・届出システムの活用	○電子申請・届出システムを活用しているものは、継続して実施した。	○データの提出や会議などの参加申込に電子申請・届出システムを活用する。
⑤事務処理の効率化		
ア 市町村教育委員会が事務処理の効率化を進める際の支援	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言等の支援を行った。	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言等の支援を行う。
イ 特別支援教育就学奨励費システムの整備	○「特別支援教育就学奨励費システム」により、事務担当者の負担軽減が図られた。	○「特別支援教育就学奨励費システム」の情報セキュリティを遵守した円滑な運用を継続するとともに、業者を通して一部システムの見直しを行い、改善を図る。

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の取組状況（実績）	令和4年度の取組状況（予定）
(4) 外部対応による負担軽減		
① 校外の会議・研修の見直し		
ア 会議・研修会等の精査	○初任者研修について、研修内容を精選し、実地研修の年間時間を大幅に縮減するなど、研修内容の見直しを行った。 ○中学校保健体育に係る指導力向上を図るために地区ごとに毎年度開催してきた中学校体育担当者研修会について、3地区ずつ隔年で合同開催することとした。（令和3年度は東青・中南・上北地区） ○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策も含め、希望研修として実施した。	○初任者研修等法定研修の縮減に向けて、教員等資質向上推進協議会において検討する。 ○中学校体育担当担当者研修会について西北、下北、三八地区合同で開催する。 ○オンライン開催等、開催方法の見直しをする。
イ 県総合学校教育センター研修講座のサテライト化、アウトリーチ化の検討	○研修講座について、オンライン会議・PC会議システム活用の推進を図り、オンラインによる研修を実施した。 ○校内研修等講師派遣事業について、要望のあった時期により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためオンラインによる研修を実施した。	○研修講座 研修日程や開催時期及び効果的な開催方式（対面、オンライン）を精査し、実施する。 ○学校等支援事業（アウトリーチ） ・「校内研修等講師派遣事業」 対面形式とオンライン形式での対応を選択できるようにする。 ・「教科指導等サポート事業」 定期的・継続的支援を増やし、Web会議システムを活用し効率化を図る。
ウ PC会議システムの活用	○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策も含め、会議への参加に係る移動時間の軽減等を図るため、オンライン会議などPC会議システムを活用した。	○会議への参加に係る移動時間の軽減や、効率化を図るため、PC会議システムの活用を推進する。
② 学校訪問指導に係る負担の軽減		
ア 学校訪問の際に準備する書類の周知徹底	【公立小・中学校】 ・教育事務所では、それぞれ作成している冊子に必要な書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明を行った。 【県立学校】 ・学校訪問を実施する際に準備する書類を周知徹底した。 ・特別支援学校：授業一覧は簡易な様式とし、教務や学級担任等の負担軽減を図った。	【公立小・中学校】 ・教育事務所では、それぞれ作成している冊子に必要な書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明する。 【県立学校】 ・学校訪問を実施する際に準備する書類を周知徹底する。 ・特別支援学校：授業一覧は簡易な様式とし、教務や学級担任等の負担軽減を図る。
イ 学習指導案の事前提出廃止	【県立学校】 ・学習指導案の事前提出をやめ、当日準備とした。	【公立小・中学校】 ・各市町村教育委員会の考えに基づき対応する。 【県立学校】 ・学習指導案を当日提出とする。
ウ 助言者の人数や訪問回数の削減、訪問時間の短縮	【県立学校】 ・高校：コロナ禍ということもあり、学校訪問回数、訪問人数、訪問時間を減少・短縮した。 ・特別支援学校：指導及び管理の訪問について、それぞれ2年で全校を回ることにした。	【公立小・中学校】 ・内容の削減等、負担軽減を検討する。 【県立学校】 ・高校：助言者の人数の削減や、訪問時間の短縮を検討する。 ・特別支援学校：指導及び管理の訪問について、それぞれ2年で全校を回ることにした。
③ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減		
ア 組織的に対応するために必要な情報の提供	○研究協議会等を活用して管理職員等へ情報提供した。 ○外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、弁護士をスクールロイヤーとして委嘱し、法的な視点から指導助言等を行った。 【法務相談】 ・定期相談会を各地区の合計で11回実施するとともに、スクールロイヤーを随時学校へ派遣し、延べ22件の法務相談に対応した。 【教職員を対象とした研修会】 ・5回開催し、外部対応等に係る教職員のスキルアップを図った。	○研究協議会等を活用して管理職員等へ情報提供する。 ○引き続き、定期相談会や学校等への派遣等を実施する。 【法務相談】 ・定期相談会 県内6地区で年3回実施 ・学校への派遣 随時 【教職員を対象とした研修会】 ・教職員を対象とした外部対応等に係る研修会を実施する。 【いじめ防止教室】 ・児童生徒を対象としたいじめの未然防止に関する講義等を実施する。

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和3年度の取組状況（実績）	令和4年度の取組状況（予定）
イ 教職員の相談に応じる体制の整備に係る検討	<p>○学校運営上のトラブルに関する相談があった場合に助言を行った。また、相談内容によってはスクールロイヤーへの相談を助言した。</p> <p>○外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、弁護士をスクールロイヤーとして委嘱し、法的な視点から指導助言等を行った。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会を各地区の合計で11回実施するとともに、スクールロイヤーを随時学校へ派遣し、延べ22件の法務相談に対応した。 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5回開催し、外部対応等に係る教職員のスキルアップを図った。 	<p>○スクールロイヤーの取組と連携し、対応する。</p> <p>○引き続き、定期相談会や学校等への派遣等を実施する。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会 県内6地区で年3回実施 ・学校への派遣 随時 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とした外部対応等に係る研修会を実施する。 <p>【いじめ防止教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象としたいじめの未然防止に関する講義等を実施する。
ウ スクールロイヤーの導入検討	<p>○外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、弁護士をスクールロイヤーとして委嘱し、法的な視点から指導助言等を行った。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会を各地区の合計で11回実施するとともに、スクールロイヤーを随時学校へ派遣し、延べ22件の法務相談に対応した。 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5回開催し、外部対応等に係る教職員のスキルアップを図った。 	<p>○引き続き、定期相談会や学校等への派遣等を実施する。</p> <p>【法務相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談会 各地区年3回 ・学校への派遣 随時 <p>【教職員を対象とした研修会】</p> <p>【いじめ防止教室】</p>
④学校給食費等の公会計化	<p>○県内市町村の実施状況等の情報共有を行うとともに、市町村教育委員会に対して助言を行った。</p>	<p>○先進事例等の情報提供を行うとともに、必要に応じて市町村教育委員会に助言する。</p>